

国土交通大臣

石井 啓一 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(平成28年7月)

鳥取県自治体代表者会議  
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	議	長	正	一
鳥	取	県	市	長	会	長	義	彦
鳥	取	県	市	議	会	長	研	二
鳥	取	県	町	村	会	長	昌	司
鳥	取	県	町	村	議	会	哲	治

# 広域観光周遊ルートの実施主体となる広域連携DMOへの支援について

## 《提案・要望の内容》

○国として、日本版DMOの設立を推進していることから、その円滑な業務運営のため「広域観光周遊ルート形成計画」の実施主体であるDMOの組織運営に対して支援措置を講じること。

- ※地方創生推進交付金は広域連携DMOの運営等に対する支援も対象としているが、観光庁の広域周遊ルートに認定された場合には、実施主体であるDMOは支援対象から除外される。
- ※そのため、観光庁により「広域観光周遊ルート形成計画」に認定された「縁の道～山陰～ Route Romantique San'in」ルートの実施主体である山陰インバウンド機構(日本版DMO候補法人)は、地方創生推進交付金の対象から除外され、DMOの組織運営等に国からの支援が受けられない。

## <参考>

### 1 広域観光周遊ルート形成促進事業について

- ・広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けると、地方負担額と同額程度の事業を国も負担するなど、関係省庁も地域が推進する取組をパッケージで支援する。ただし、この広域観光周遊ルート形成促進事業では、DMOの人件費や事務費等は支援されない。
- ・国(運輸局)による直接執行であるため、地方の自由度が低い。(資産となるような物品、システムの購入ができない。)
- ※「縁の道～山陰～ Route Romantique San'in」は平成28年6月14日に国土交通大臣に認定された。(実施主体 山陰インバウンド機構)

### 2 地方創生推進交付金と日本版DMO候補法人について

- (1) DMOの事業や組織運営に係る経費について地方創生推進交付金が活用できるが、そのためには「日本版DMO候補法人」への登録が必要。(山陰インバウンド機構は4月22日に登録済)
- (2) 地方創生推進交付金の活用については、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、以下のとおり定められている。

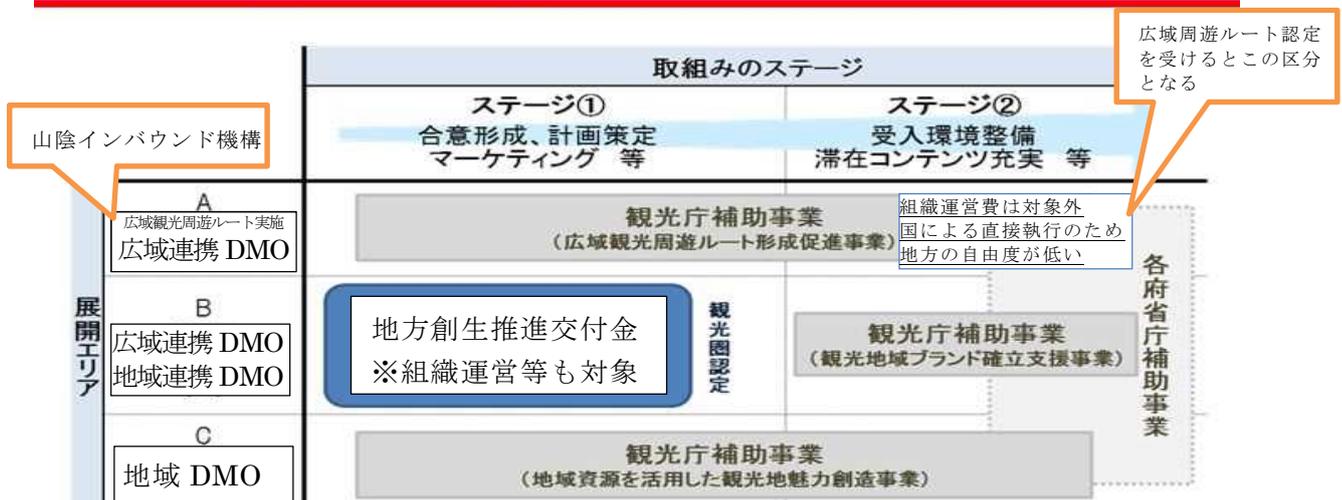
まち・ひと・しごと創生総合戦略～抜粋～

「地域観光まちづくり」に関しては、広域周遊ルートや単独地方公共団体の取組はそれぞれの既存の補助金(※)で支援し、複数地方公共団体が観光圏認定(複数市町村によるものを想定)を目指し日本版DMOを形成する取組を「地方創生推進交付金」で支援する。

(※) 広域観光周遊ルートについては「広域観光周遊ルート形成促進事業」による支援を指す。

⇒ 山陰インバウンド機構は日本版DMO候補法人であり、地方創生推進交付金の対象となりうるが、「広域観光周遊ルート」の実施主体であるため当該交付金の対象とならず、組織運営経費部分の支援が受けられない。

## 日本版DMOに関する支援のイメージ



\* 地域連携DMO は、「複数の市町村」によるケース、「都道府県相互もしくは都道府県と市町村」によるケースが想定される。